

高知県公報

発行 行 高 知 県
高 知 市 丸 ノ 内
一 丁 目 2 番 20 号
発 行 日
毎 週 2 回
(火曜日・金曜日)

目 次

| | | |
|--|------------|-----|
| 告 示 | | ページ |
| 漁船損害等補償法による同意成立 | (漁業管理課) | |
| | 8・4 掲示 | 1 |
| 漁船損害等補償法による付保義務消滅 | (") | |
| | " | 1 |
| 道路の区域決定 | (道 路 課) | 1 |
| 道路の区域変更 (2 件) | (") | 1 |
| 公 告 | | |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 1 |
| 高知県選挙管理委員会告示 | | |
| 高知海区漁業調整委員会委員選挙の期日 | | |
| | 7・22掲示 | 2 |
| 高知海区漁業調整委員会委員選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任 | " | 2 |
| 高知海区漁業調整委員会委員選挙における投票用紙の色の定め | " | 2 |
| 高知海区漁業調整委員会委員選挙の選挙会の日時及び場所の定め | " | 2 |
| 高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示 | | |
| 高知海区漁業調整委員会委員選挙における選挙長の告示方法 | 7・22掲示 | 2 |
| 高知海区漁業調整委員会委員選挙における立候補の届出の受付要領の定め | " | 2 |
| 高知海区漁業調整委員会委員選挙の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるときのくじを行う日時及び場所の定め | " | 2 |
| 高知海区漁業調整委員会委員選挙の立候補の届出 | " | 3 |
| 高知海区漁業調整委員会委員選挙の無投票 | " | 3 |
| その他 | | |
| 地方公務員等共済組合法による平成19年度決算の要旨 | (市町村振興課) | 4 |
| ----- | | |
| 告 示 | | |
| ----- | | |

高知県告示第514号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成20年8月4日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

田野町加入区

高知県告示第515号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成16年8月高知県告示第489号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成20年8月3日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年8月4日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

田野町加入区

高知県告示第516号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、平成20年8月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幅多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 沖ノ島循環
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---|------------------|---------------|
| 宿毛市沖の島町弘瀬字網代黒774番6から 宿毛市沖の島町弘瀬字田ノハタ116番1まで | 6.0 } 42.6 | 212 |

高知県告示第517号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年8月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 弘岡下種崎

3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|------------------|---------------|
| 高知市春野町西分字馬場ノ南49番1から 高知市春野町西分字馬場ノ南47番1まで | 前 | 4.5 } 5.2 | 54 |
| | 後 | 8.1 } 15.2 | 54 |

高知県告示第518号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年8月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 片岡庄田
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---|--------|-------------------|---------------|
| 高岡郡佐川町黒原字花ノ木畑5277番1から 高岡郡佐川町黒原字東中嶋5567番1まで | 前 | 5.6 } 12.0 | 394 |
| | 後 | 11.7 } 27.3 | 395 |

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号 | 開発区域に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|---------------------------|--------------------------------|--|
| 平成19年11月26日 19高須土第799号 | 高岡郡四万十町窪川 字ヒノキ谷1453番口 ほか | 高岡郡四万十町北 琴平町1 - 24 岡村不動産 代表 者 岡村 厚志 |

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第50号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、高知海区漁業調整委員会委員選挙を平成20年7月31日に行う。

平成20年7月22日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第51号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成20年7月31日に行う高知海区漁業調整委員会委員選挙の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成20年7月22日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

1 選挙長

須崎市浦ノ内塩間56番地 福本 茂明

2 選挙長職務代理者

高知市桜井町二丁目9番34号 野々村 重利

高知県選挙管理委員会告示第52号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成20年7月31日に行う高知海区漁業調整委員会委員選挙における投票用紙の色を次のとおり定めた。

平成20年7月22日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

投票用紙の色

黄緑色の紙に黒色のインクで印刷したもの

高知県選挙管理委員会告示第53号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職

選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定により、平成20年7月31日に行う高知海区漁業調整委員会委員選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成20年7月22日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

1 日時

平成20年8月2日 午後1時30分

2 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁2階会議室

高知海区漁業調整

委員会委員選挙

選挙長告示

高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第1号

平成20年7月31日に行う高知海区漁業調整委員会委員選挙における選挙長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

平成20年7月22日（掲示済）

高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 福本 茂明

高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第2号

平成20年7月31日に行う高知海区漁業調整委員会委員選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成20年7月22日（掲示済）

高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 福本 茂明

1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに選挙長の事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。

2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順序を決めるくじを行う。

3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

4 選挙長の事務所は、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3階高知県選挙管理委員会室に置く。ただし、平成20年7月22日は、高知県庁2階会議室に置く。

高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第3号

平成20年7月31日に行う高知海区漁業調整委員会委員選挙の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるときにおいて、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において読み替えて準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成20年7月22日（掲示済）

高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 福本 茂明

1 日時

平成20年7月28日 午後5時30分

2 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
高知県選挙管理委員会室

高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項の規定により、平成20年7月31日に行う高知海区漁業調整委員会委員選挙の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成20年7月22日（掲示済）

高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 福本 茂明

| 受付 番号 | 届出 の別 | 候補者氏名 ふりがな | 性別 | 住所 | 生年月日 | 党派 | 職業 |
|----------|----------|-----------------------------------|----|------------------------|------------|-------|------|
| 1 | 本人 | 清岡国男 きよおかくに お | 男 | 高知県高岡郡中土佐町久礼6285番地1 | 昭和27.12.15 | 日本共産党 | 漁業 |
| 2 | 本人 | 柴田皓司 しば た こうじ | 男 | 高知県高岡郡中土佐町上ノ加江2537番地の1 | 昭和21.11.12 | 無所属 | 漁業 |
| 3 | 本人 | はやし竹松 (林竹松) はやし たけまつ | 男 | 高知県室戸市羽根町乙3209番地 | 昭和16.1.7 | 無所属 | 漁業 |
| 4 | 本人 | 村越比佐夫 むらこし ひさあ | 男 | 高知県幡多郡黒潮町佐賀3079番地 | 昭和14.5.3 | 無所属 | 漁業 |
| 5 | 本人 | 和田義光 わだ よしみつ | 男 | 高知県須崎市下分甲2316番地3 | 昭和25.8.26 | 無所属 | 漁業 |
| 6 | 本人 | ののしたよしや (塾下善也) ののした よしや | 男 | 高知県宿毛市片島4番63-1号 | 昭和32.1.9 | 無所属 | 漁業 |
| 7 | 本人 | しまむら公夫 (志磨村公夫) しまむら きみお | 男 | 高知県香南市赤岡町360番地2 | 昭和35.2.21 | 無所属 | 団体役員 |
| 8 | 本人 | 新谷猛 にい や たけし | 男 | 高知県土佐清水市市場町7番14号 | 昭和11.9.18 | 無所属 | 漁業 |
| 9 | 本人 | なるたき清一郎 (鳴滝清一郎) なるたき せいいちろう | 男 | 高知県土佐市宇佐町宇佐3159番地の78 | 昭和17.1.9 | 無所属 | 漁業 |

高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第5号

平成20年7月31日に行う高知海区漁業調整委員会委員選挙において、届出のあった候補者の総数が選挙すべき委員の定数9人を超えないので、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により、投票は、行わない。

平成20年7月22日（掲示済）

高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 福本 茂明

